

北海道社会貢献賞（漁船事故防止功労者）表彰要領

平成15年5月15日改正

平成22年4月 1日一部改正

第1 趣旨

北海道社会貢献賞（漁船事故防止功労者）の表彰については、北海道表彰規則（昭和44年北海道規則第51号）及び同規則に基づく表彰事務取扱要領並びに水産林務部所管北海道表彰規則事務取扱要領によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 表彰の対象

表彰の対象は、漁船の所有者及び乗組員並びに漁船保険組合又は漁業協同組合等の役職員であって次の各号に該当するものとする。

1 漁船所有者

- (1) 原則として10年以上漁船事故がなく、かつ、所有する漁船を継続して漁船保険に付保している者。
- (2) 多年にわたり漁船の事故防止に垂範し、若しくは漁船事故防止の意識高揚に尽力し、その業績が顕著な者。

2 漁船乗組員

- (1) 同一船主に10年以上雇用され、その間漁船事故がない者。
- (2) 乗組員としての技能が優れ、経験が豊富であり、漁船事故防止に寄与し他の模範となる者。

3 漁船保険組合、漁業協同組合等の役職員

漁船保険組合、漁業協同組合の役職員でおおむね10年以上その職にあり漁船の事故防止に尽力し、功績顕著な者。

第3 表彰候補者の選考

- 1 総合振興局長又は振興局長は、市町村長のほか必要がある場合は、関係漁船保険組合長又は関係漁業協同組合長の意見を徴して表彰候補者を選考し、表彰候補者調書（別紙様式）を8月末日までに水産林務部長に提出するものとする。
- 2 水産林務部次長は、総合振興局長又は振興局長から提出のあった表彰候補者調書を基に、水産林務部表彰者選考委員会の審査を経て表彰候補者を決定する。

第4 表彰者の決定通知

表彰者が決定したときは、水産林務部長は、関係総合振興局長又は振興局長を経て被表彰者に通知するものとする。

第5 表彰の方法

表彰は、表彰状及び副賞を授与して行う。

第6 その他

水産林務部長は、この要領に定めるもののほか表彰候補者の推薦に関し必要な事項を定めて振興局長に通知することがある。

表彰候補者調書（漁船所有者・漁船乗組員）

1

				順位	
住 所					
ふりがな 氏 名		生年月日			
所属漁業協同組合	漁業協同組合				
表彰の対象	1 漁船所有者 2 乗組員（船長・機関長・漁労長・通信士）				
過去10箇年間の漁船事故の有無					
略 歴					
賞 罰					
		業 績 の 概 要			
船 名	漁船登録番号	トン数	馬力数	摘 要	
		保 険 期 間	保 険 価 格	保 険 金 額	摘 要
付 保 状 況					

(注) 1 漁船については、過去10年に所有していた漁船について記入すること。
2 漁船の取得、売船、廃船等の年月日を摘要欄に記入すること。

表彰候補者調書（漁船保険組合・漁協役職員）

1. 候補者							
フリガナ 氏名		生年 月日		住所			
所属 組合		身分		勤続 年数	年	実務 年数	年
略 歴							
2. 所属組合地区における漁船保険加入隻数及び事故件数							
区 分	年 度						
在籍漁船数	(A)						
付保漁船数	(B)						
事 故 件 数	全 損						
	分 損						
	計 (C)						
比 率	B / A						
	C / B						
3. 漁船の事故防止に尽力した功績							
4. その他							

表彰に係る意見書（例）

記
平成 年 月 日 号

総合振興局長・振興局長 様

市町村長 印

次の者は、北海道表彰事務取扱要領（平成24年3月27日付け人事第2257号一部改正）第2の3項に該当する者ではなく、平成〇〇年度漁船事故防止功労者表彰の候補者として適当であると認め、推薦します。

記

本 籍 _____

現 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 大正・昭和 年 月 日（ 歳） _____

